

三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

平成二十五年三月二十九日  
三重県条例第十六号

※指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和3年三重県条例第22号)による改正後

三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例をここに公布します。

三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 介護老人保健施設（第二条一第二十六条）

第三章 ユニット型介護老人保健施設（第二十七条一第三十五条）

第四章 雑則（第三十六条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第九十七条第一項から第三項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

第二章 介護老人保健施設

（基本方針）

第二条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、当該入所者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めなければならない。

3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気をもつ、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第二十八条第二項において同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報（第二十八条第四項において単に「介護保険等関連情報」という。）その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（従業者）

第三条 介護老人保健施設には、医師及び看護師のほか、次に掲げる従業者を置か

なければならない。

- 一 薬剤師
- 二 准看護師又は介護職員
- 三 支援相談員
- 四 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
- 五 栄養士又は管理栄養士
- 六 介護支援専門員
- 七 調理員、事務員その他の従業者

2 前項の規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める本体施設の従業者により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、同項第三号、第四号、第五号又は第六号に掲げる従業者を置かないことができる。

- 一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員
- 二 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員
- 三 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数が百以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

3 第一項の規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設であって、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下この項、次条及び第二十九条第一項において同じ。）には、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、第一項第四号又は第五号に掲げる従業者を置かないことができる。

4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5 前各項に定めるもののほか、従業者の員数その他従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

（施設）

第四条 介護老人保健施設には、療養室、診察室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を設けなければならない。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、第八号から第十号までに掲げる施設を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院

又は病院若しくは診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、次に掲げる施設の一部を設けないことができる。

- 一 談話室
- 二 食堂
- 三 浴室
- 四 レクリエーション・ルーム
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 サービス・ステーション
- 八 調理室
- 九 洗濯室又は洗濯場
- 十 汚物処理室
- 十一 介護材料室

十二 前各号に掲げるもののほか、調剤所、事務室その他の運営上必要な施設

2 前項各号に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

3 前二項に定めるもののほか、施設に関し必要な基準は、規則で定める。

(設備)

第五条 介護老人保健施設の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二の耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。

ただし、規則で定める介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物（同条第九号の三の準耐火建築物をいう。次項において同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める介護老人保健施設の建物であって、火災時における入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 前二項に定めるもののほか、設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(内容及び手続の説明及び同意)

第六条 介護老人保健施設の開設者は、介護保健施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又は当該入所申込者の家族に対し、第十七条の重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該介護保健施設サービスの提供の開始について当該入所申込者の同意を得なければならない。

2 介護老人保健施設の開設者は、入所申込者又は当該入所申込者の家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、当該文書に記すべき重要事項を規則で定める方法により提供することができる。

(提供拒否の禁止)

第七条 介護老人保健施設の開設者は、正当な理由がなく、介護保健施設サービスの提供を拒んではならない。

(入退所)

第八条 介護老人保健施設の開設者は、入所者の心身の状況及び病状並びに置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供するものとする。

- 2 介護老人保健施設の開設者は、入所申込者の数が入所定員の数から入所者の数を差し引いた数を超えている場合は、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。
- 3 介護老人保健施設の開設者は、入所申込者の入所に際しては、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。
- 4 介護老人保健施設の開設者は、入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。
- 5 前項の規定による検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員（看護師又は准看護師をいう。）、介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。
- 6 介護老人保健施設の開設者は、入所者の退所に際しては、当該入所者又は当該入所者の家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第九条 介護老人保健施設の開設者は、法定代理受領サービス（法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費（同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下この項及び第三十条において同じ。）が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護保健施設サービスをいう。次項及び第三十条において同じ。）に該当する介護保健施設サービスを入所者に提供した際には、当該入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。次項及び第三十条において同じ。）の一部として、当該介護保健施設サービスについて法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護保健施設サービスに要した費用の額とする。次項及び第三十条において「施設サービス費用基準額」という。）から当該介護老人保健施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 介護老人保健施設の開設者は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを入所者に提供した際に当該入所者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 介護老人保健施設の開設者は、前二項の規定による支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を受けることができる。
- 4 介護老人保健施設の開設者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又は当該入所者の家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

（介護保健施設サービスの取扱方針）

第十条 介護老人保健施設の開設者は、入所者に係る施設サービス計画に基づき、

当該入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等に応じ、当該入所者の療養を妥当かつ適切に行わなければならない。

- 2 介護老人保健施設の開設者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- 3 介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、入所者又は当該入所者の家族に対し、療養上必要な事項について指導し、又は説明しなければならない。
- 4 介護老人保健施設の開設者は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下この条及び第三十一条において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 介護老人保健施設の開設者は、前項の緊急やむを得ない場合において身体的拘束等を行ったときは、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 介護老人保健施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 7 介護老人保健施設の開設者は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（施設サービス計画の作成）

第十一条 介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第十六条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、入所者に係る施設サービス計画の作成に当たっては、当該入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該介護老人保健施設の所在する地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を施設サービス計画に含めるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入所者に係る施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、当該入所者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて当該入所者が現に抱える問題点を明らかにし、当該入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下この条において「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及び当該入所者の家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及び当該入所者の家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、当該入所者の家族の希望を勘案して、当該

入所者及び当該入所者の家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護保健施設サービスの目標及び当該目標の達成時期、介護保健施設サービスの内容、介護保健施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又は当該入所者の家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。以下この条において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、入所者に係る施設サービス計画の原案の内容について当該入所者又は当該入所者の家族に対して説明し、文書により当該入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、入所者に係る施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を当該入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、入所者に係る施設サービス計画の作成後、当該施設サービス計画の実施状況の把握（当該入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて当該施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握に当たっては、入所者及び当該入所者の家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、規則で定めるところにより行わなければならない。
- 11 計画担当介護支援専門員は、規則で定める場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 12 第二項から第八項までの規定は、第九項の施設サービス計画の変更について準用する。

（診療の方針）

第十二条 医師の診療の方針は、次項から第七項までに定めるところによるものとする。

- 2 一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対し、的確な診断に基づき、療養上妥当かつ適切な診療を行うものとする。
- 3 常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、当該入所者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果が見込めるよう適切な指導を行うものとする。
- 4 常に入所者の病状及び心身の状況並びに置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は当該入所者の家族に対し、適切な指導を行うものとする。
- 5 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当かつ適切に行うものとする。
- 6 特殊な療法又は新しい療法等については、規則で定めるもののほか行ってはならない。
- 7 規則で定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。

（入所者に関する市町村への通知）

第十三条 介護老人保健施設の開設者は、介護保健施設サービスを受けている入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。  
(管理者による管理)

第十四条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設その他規則で定める施設の職務に従事することができる。

(管理者の責務)

第十五条 介護老人保健施設の管理者は、当該介護老人保健施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護老人保健施設の管理者は、当該介護老人保健施設の従業者に第六条から第十三条まで及び次条から第二十五条までの規定その他規則で定める規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第十六条 計画担当介護支援専門員は、第十一条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

(運営規程)

第十七条 介護老人保健施設の開設者は、入所定員その他規則で定める施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(業務継続計画の策定等)

第十七条の二 介護老人保健施設の開設者は、感染症又は非常災害（震災、風水害、火災その他の災害をいう。以下同じ。）の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設の開設者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 介護老人保健施設の開設者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第十八条 介護老人保健施設には、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、非常災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第十九条 介護老人保健施設の開設者は、非常災害に対処するため、消火器、非常口その他の必要な設備を設けるとともに、施設の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連携体制等を定めた具体的計画を作成し、並びに当該計画を定期的に従業者に周知しなければならない。

2 介護老人保健施設の開設者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 介護老人保健施設の開設者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第二十条 介護老人保健施設の開設者は、入所者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(秘密保持等)

第二十一条 介護老人保健施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又は入所者の家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護老人保健施設の開設者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又は入所者の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 介護老人保健施設の開設者は、居宅介護支援事業者等に対し、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により当該入所者の同意を得ておかななければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第二十二条 介護老人保健施設の開設者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護認定を受けている被保険者に当該介護老人保健施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護老人保健施設の開設者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護老人保健施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第二十三条 介護老人保健施設の開設者は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者又は当該入所者の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設の開設者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護老人保健施設の開設者は、提供した介護保健施設サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じなければならない。

4 介護老人保健施設の開設者は、市町村が入所者からの苦情に関して調査を行う場合においては、当該調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

5 介護老人保健施設の開設者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。

6 介護老人保健施設の開設者は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査



に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 介護老人保健施設の開設者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第二十四条 介護老人保健施設の開設者は、事故の発生又は再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設の開設者は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 介護老人保健施設の開設者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。

4 介護老人保健施設の開設者は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第二十四条の二 介護老人保健施設の開設者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(記録の整備)

第二十五条 介護老人保健施設の開設者は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 介護老人保健施設の開設者は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する記録で規則で定めるものを整備し、当該入所者に対する介護保健施設サービスの提供が完了した日から二年間保存しなければならない。

(その他運営に関する基準)

第二十六条 この章に定めるもののほか、介護老人保健施設の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

### 第三章 ユニット型介護老人保健施設

(この章の趣旨)

第二十七条 前章（第三条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型介護老人保健施設（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第二十八条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊

重し、施設サービス計画に基づき、入居者の居宅における生活への復帰に向けて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(施設及び設備)

第二十九条 ユニット型介護老人保健施設には、診察室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を設けなければならない。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、第四号から第六号までに掲げる施設を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）の場合にあっては、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、次に掲げる施設（第一号に掲げる施設に設けられる療養室を除く。）の一部を設けないことができる。

一 ユニット

二 浴室

三 サービス・ステーション

四 調理室

五 洗濯室又は洗濯場

六 汚物処理室

七 介護材料室

八 前各号に掲げるもののほか、調剤所、事務室その他の運営上必要な施設

2 前項並びに第三十四条において準用する第五条第一項及び第二項に定めるもののほか、施設及び設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(利用料等の受領)

第三十条 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを入居者に提供した際には、当該入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護老人保健施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、法定代理受領サービスに該当しない

介護保健施設サービスを入居者に提供した際に当該入居者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、前二項の規定による支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を受けることができる。

4 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又は当該入居者の家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入居者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第三十一条 介護保健施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 介護保健施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 介護保健施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 介護保健施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等に応じ、適切に行われなければならない。

5 ユニット型介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たって、入居者又は当該入居者の家族に対し、当該サービスの提供方法等について説明しなければならない。

6 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、前項の緊急やむを得ない場合において身体的拘束等を行ったときは、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(運営規程)

第三十二条 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、ユニットごとの入居定員その他規則で定める施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(定員の遵守)

第三十三条 ユニット型介護老人保健施設には、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、非常災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第三十四条 第五条第一項及び第二項、第六条から第八条まで、第十一条から第十六条まで、第十七条の二並びに第十九条から第二十五条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第六条第一項中「第十七条」とあるのは「第三十二条」と、第十五条第二項中「第六条から第十三条まで及び次条から第二十五条まで」とあるのは「第三十条から第三十三条まで並びに第三十四条において準用する第六条から第八条まで、第十一条から第十三条まで、第十六条、第十七条の二及び第十九条から第二十五条まで」と、第十六条中「第十一条」とあるのは「第三十四条において準用する第十一条」と読み替えるものとする。

(その他運営に関する基準)

第三十五条 この章に定めるもののほか、ユニット型介護老人保健施設の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

#### 第四章 雑則

(電磁的記録等)

第三十六条 介護老人保健施設の開設者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(規則で定める規定及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 介護老人保健施設の開設者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。  
(介護老人保健施設の建物に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に法第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設の建物(この条例の施行の日(附則第五項において「施行日」という。)後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。)については、第四条第一項第十一号及び第二十九条第一項第七号の規定は、適用しない。
- 3 一般病床(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下この項において同じ。)、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この項において同じ。)若しくは療養病床(医療法

第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下この項において同じ。)を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を令和六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。))その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下この項において同じ。)を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第五条第一項の規定は、適用しない。

(ユニット型介護老人保健施設でないものとみなされるものに関する経過措置)

- 4 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成十七年厚生労働省令第百三十九号)附則第六条第一項の規定により介護老人保健施設であってユニット型介護老人保健施設でないものとみなされる介護老人保健施設については、第三章の規定は、適用しない。ただし、当該介護老人保健施設が第三条及び同章に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。

(一部ユニット型介護老人保健施設に関する経過措置)

- 5 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第百六号)附則第四条の規定によりなお従前の例によることができることとされる一部ユニット型介護老人保健施設(以下「一部ユニット型介護老人保健施設」という。)については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第十三項までの規定によることができる。
- 6 一部ユニット型介護老人保健施設の基本方針は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(以下「ユニット部分」という。)にあっては第二十八条に、それ以外の部分にあっては第二条に定めるところによる。
- 7 一部ユニット型介護老人保健施設の施設及び設備は、ユニット部分にあっては第二十九条並びに第三十四条において準用する第五条第一項及び第二項に、それ以外の部分にあっては第四条及び第五条に定めるところによる。ただし、診察室、機能訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の施設をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の施設とすることができる。
- 8 一部ユニット型介護老人保健施設の利用料等の受領は、ユニット部分にあっては第三十条に、それ以外の部分にあっては第九条に定めるところによる。
- 9 一部ユニット型介護老人保健施設の介護保健施設サービスの取扱方針は、ユニット部分にあっては第三十一条に、それ以外の部分にあっては第十条に定めるところによる。
- 10 一部ユニット型介護老人保健施設の開設者は、ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員並びにユニットごとの入居定員その他規則で定める施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- 11 一部ユニット型介護老人保健施設の定員の遵守は、ユニット部分にあっては第三十三条に、それ以外の部分にあっては第十八条に定めるところによる。
- 12 第三条、第六条から第八条まで、第十一条から第十六条まで及び第十九条から

第二十五条までの規定は、一部ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第六条第一項中「第十七条」とあるのは「附則第十項」と、第十五条第二項中「第六条から第十三条まで及び次条から第二十五条まで」とあるのは「附則第八項から附則第十一項まで並びに附則第十二項において準用する第六条から第八条まで、第十一条から第十三条まで、第十六条及び第十九条から第二十五条まで」と、第十六条中「第十一条」とあるのは「附則第十二項において準用する第十一条」と読み替えるものとする。

- 13 附則第五項から前項までに定めるもののほか、一部ユニット型介護老人保健施設の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

附 則（平成二十七年三月二十七日三重県条例第四十号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十二日三重県条例第四十二号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十二日三重県条例第五十三号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月二十三日三重県条例第二十二号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第二条第四項、第二十二條の二（新軽費老人ホーム基準条例附則第十七項及び附則第三十三項において準用する場合を含む。）、附則第六項及び附則第二十三項、第二条の規定による改正後の三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第二条第四項及び第二十一条、第三条の規定による改正後の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第二条第五項（新特別養護老人ホーム基準条例第三十二条において準用する場合を含む。）、第十九條の二（新特別養護老人ホーム基準条例第二十七条、第三十二条及び第三十六条において準用する場合を含む。）及び第二十二條第三項（新特別養護老人ホーム基準条例第三十六条において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第三条第三項及び第二十四條の二（新指定居宅サービス等基準条例第二十六条の三、第三十一条、第四十四條、第四十九條、第六十四條、第七十五條、第八十五條、第一百條、第一百三條、第二百一十一條、第二百三十三條、第二百五十條（新指定居宅サービス等基準条例第五十九條において準用する場合を含む。）、第六十條の三、第六十六條、第七十九條（新指定居宅サービス等基準条例第八十八條において準用する場合を含む。）、第二百二條、第二百十三條、第二百二十六條、第二百二十九條及び第二百三十九條において準用する場合を含む。）、第五条の規定による改正後の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第三条第四項、第二十四條の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第三十四条及び附則第十三項において準用する場合を含む。）及び第二十八條第三項、第六条の規定による改正後の三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。) 第二条第四項、第二十四条の二(新介護老人保健施設基準条例第三十四条及び附則第十二項において準用する場合を含む。)及び第二十八条第三項、第七条の規定による改正後の三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。) 第二条第四項及び第二十五条の二、第八条の規定による改正後の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。) 第三条第三項及び第四十一条の八(新指定介護予防サービス等基準条例第四十八条、第六十二条、第七十二条、第八十二条、第百十四条、第百三十二条(新指定介護予防サービス等基準条例第百四十一条において準用する場合を含む。)、第百四十二条の三、第百四十八条、第百六十二条(新指定介護予防サービス等基準条例第百七十一条において準用する場合を含む。)、第百八十六条、第百九十七条、第二百十条、第二百十三條及び第二百二十四条において準用する場合を含む。)並びに第九条の規定による改正後の三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」という。) 第二条第四項、第二十四条の二(新介護医療院基準条例第三十四条において準用する場合を含む。)及び第二十八条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第十七条の二(新軽費老人ホーム基準条例附則第十七項及び附則第三十三項において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準条例第十六条の二、新特別養護老人ホーム基準条例第十四条の二(新特別養護老人ホーム基準条例第二十七条、第三十二条及び第三十六条において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス等基準条例第十九条の二(新指定居宅サービス等基準条例第二十六条の三、第三十一条、第四十四条、第四十九条、第六十四条、第七十五条、第八十五条、第百条、第百三条、第百二十一条、第百三十三条、第百五十条(新指定居宅サービス等基準条例第百五十九条において準用する場合を含む。)、第百六十条の三、第百六十六条、第百七十九条(新指定居宅サービス等基準条例第百八十八条において準用する場合を含む。)、第二百二条、第二百十三條、第二百二十六条、第二百二十九条及び第二百三十九条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第十七条の二(新指定介護老人福祉施設基準条例第三十四条及び附則第十三項において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第十七条の二(新介護老人保健施設基準条例第三十四条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準条例第十八条の二、新指定介護予防サービス等基準条例第四十一条の二の二(新指定介護予防サービス等基準条例第四十八条、第六十二条、第七十二条、第八十二条、第百十四条、第百三十二条(新指定介護予防サービス等基準条例第百四十一条において準用する場合を含む。)、第百四十二条の三、第百四十八条、第百六十二条(新指定介護予防サービス等基準条例第百七十一条において準用する場合を含む。)、第百八十六条、第百九十七条、第二百十条、第二百十三條及び第二百二十四条において準用する場合を含む。)及び新介護医療院基準条例第十七条の二(新介護医療院基準条例第三十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、

「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第二十条第三項（新指定居宅サービス等基準条例第二十六条の三、第三十一条、第四十四条、第四十九条、第六十四条、第七十五条、第八十五条及び第二百三十九条において準用する場合を含む。）、第九十八条第二項（新指定居宅サービス等基準条例第百三条、第百二十一条、第百五十条（新指定居宅サービス等基準条例第百五十九条において準用する場合を含む。）、第百六十条の三、第百六十六条、第二百二条及び第二百十三条において準用する場合を含む。）、第百三十一条第二項（新指定居宅サービス等基準条例第百七十九条（新指定居宅サービス等基準条例第百八十八条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第二百二十四条第六項（新指定居宅サービス等基準条例第二百二十九条において準用する場合を含む。）並びに新指定介護予防サービス等基準条例第四十一条の三第三項（新指定介護予防サービス等基準条例第四十八条、第六十二条、第七十二条、第八十二条及び第二百二十四条において準用する場合を含む。）、第百十二条第二項（新指定介護予防サービス等基準条例第百六十二条（新指定介護予防サービス等基準条例第百七十一条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第百三十条の二第二項（新指定介護予防サービス等基準条例第百四十一条、第百四十二条の三、第百四十八条、第百八十六条及び第百九十七条において準用する場合を含む。）及び第二百八条第六項（新指定介護予防サービス等基準条例第二百十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。